

2002 年第 62 號法律公告

《2002 年儲稅券 (利率) (第 5 號) 公告》

(根據《儲稅券 (第 4 系) 規則》(第 289 章, 附屬法例)

第 7(2)(h) 條訂立)

1. 訂明利率

儲稅券如於 2002 年 5 月 6 日或該日後發出, 則其利率須為年息 0.5812 %。

2. 修訂附表

《儲稅券 (利率) (綜合) 公告》(第 289 章, 附屬法例) 的附表現予修訂——

(a) 在第 127 項中, 在 "該日後" 之後加入 "而在 2002 年 5 月 6 日前" ;

(b) 加入——

"128. 2002 年 5 月 6 日 年息 0.5812 %"。

或該日後

署理庫務局局長

應耀康

2002 年 4 月 30 日

註 釋

本公告將在 2002 年 5 月 6 日或該日後發出的儲稅券的利息的年利率定為 0.5812 %。